

## [事案 30-202] 年金額割増支払請求

・平成 31 年 2 月 28 日 裁定終了

### <事案の概要>

年金払いに移行した場合の年金額が設計書の記載よりも少ないことを理由に、設計書の記載どおりの支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成元年 1 月に契約した終身保険について、以下の理由により、10 年保証期間付終身年金による年金払いに移行した場合の年金額を、設計書の記載どおりの金額としてほしい。

- (1) 契約時、募集人は、実際の年金額が設計書に記載された額よりも大幅に減る可能性があることに言及しておらず、説明義務違反、情報提供義務違反、不利益事実の不告知がある。
- (2) 契約時、募集人に設計書に記載された年金額が確実に支払われるか聞いたところ、募集人は「会社が書いているから間違いない」と説明した。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時に募集人は、設計書に記載された年金額が確定したものではないことを説明した。  
また、仮に申立人が誤解していたとしても、申立人の請求を認める根拠とはならない。
- (2) 設計書には、配当金の額は今後変動することがあり、将来の支払額を約束するものではない旨の記載がある。保険証券に同封した文書にも同趣旨の記載がある。
- (3) 配当金の額については毎年通知しており、ある時期から配当がなかったことが確認できた。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書の記載どおりの年金額が支払われるという内容の契約が成立していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。